

今後の医薬品販売制度改正検討部会の論点審議予定

論点(第4回部会で整理)	審議テーマ(予定)	備考
1. 医薬品のリスクの程度の評価	①「医薬品のリスクの程度の評価と情報提供の内容」	第5回部会から第10回部会で検討するとともに、専門委員会を8回開催。引き続き検討。
2. 医薬品の販売に当たっての必要な情報提供等 (1)情報提供の内容 (2)情報提供の手法 (3)販売後の副作用発生時等への対応 (4)医薬品の管理	②「医薬品販売業務の内容・方法」 (1～2回部会を開催)	情報提供の内容については、上記と同様。
3. 医薬品販売に従事する者の資質とその確保	③「医薬品販売に従事する者の資質と責務」 (1～2回部会を開催)	
4. 医薬品販売に関する責任		
5. 消費者への周知等	④「医薬品販売における情報通信技術の活用等」 (1～2回部会を開催)	
6. 情報通信技術の活用		
7. 法令上の措置	⑤「法令上の措置」、「これまでの意見の整理」 (1～2回部会を開催)	
8. その他(インターネット販売、特例販売業等のあり方)		審議テーマ④と併せて検討

※ 部会を6月までに6回程度開催

ヘルス・ナビ・ステーション 活動チェックリスト

～貴方はこれに合格していますか～

【設備・商品管理】

1. 管理責任者は常に店舗に勤務しているか
2. 許可証を店舗の見易い所に掲示しているか
3. 店舗は明るく清潔であるか
4. お客様が気軽に入店できる工夫をしているか
5. 使用期限のある商品について充分注意を払っているか（使用期限、有効期限の管理）
6. 店頭・店内のポスターは汚れていないか
7. ヘルス・ナビ・ステーションの「のぼり」又は「ステッカー」があるか
8. 医薬品とその他の商品を区別して陳列しているか

【相談販売・接客】

9. お客様に明るい笑顔で接しているか
10. 生活者（特に女性）の悩み苦情を聞いているか
11. 高齢者・身障者に対する配慮並びに健康相談を受け入れているか
12. お客様の身になって相談にのっているか（一番困っている症状は何か）
13. アレルギー体質等の患者情報をよく聞いているか
14. 症状によっては、お医者さんに診てもらうように勧めているか
15. 医療機関で処方された薬を確認しているか
16. お客様の体調、体質に合った適切な服薬指導、保管方法等を指導しているか
17. お客様に喜びと安心と満足を与えたか（お客様より“おかげさまで”と言われる店）
18. 常連顧客（ロイヤルカスタマー）の顧客管理（薬暦管理）をしていますか

【知識・研修】

19. 疾患・病気に対する、十分な説明が出来る得意分野を持っているか
20. 健康に関連する食品などにも精通しているか
21. メーカー、業界紙からの情報収集に努めているか
22. 研修会や講演会へ積極的に参加しているか
23. 厚生労働省他、行政機関の動きを（ホームページ等）常に確認しているか



くすりはきちんと買って

(大衆薬)

正しく飲もう!

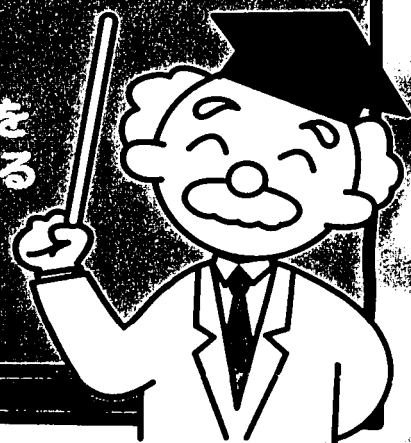
* 購入するときは *

- ① 誰が飲むのか
- ② どのような症状か
- ③ アレルギー等の体質を説明する
- ④ 相談の上買い求める

* 服用するときは *

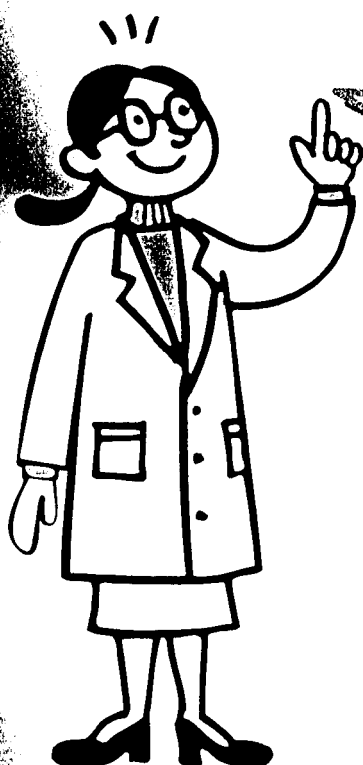
- ① 現品説明書の「してはいけないこと」を読む
- ② いつ飲むか
- ③ どれだけの量を飲むか確認する


* 以上のことを守ってください、よく効きます。



5月5日は「くすりの日」

昭和62年に全国医薬品小売商業組合連合会が「薬の効用をPRするため」制定し、記念日登録をした。その理由は、611年推古天皇(すいこてんのう)が5月5日に大勢の家来を引き連れ、鹿などの動物を狩り集める「薬猟(くすり猟)」をしたと日本書紀に出ています。このような故事に因んで全国医薬品小売商業組合連合会は1987年以来、5月5日を「くすりの日」と定め、みなさまの健康と、くすり文化の正しい発展のために尽くしたいと願っています。



くすりのことはこのマーク  (HNS)のある
お店で相談してお買い求めください。

協賛

(社)日本薬剤師会・(社)全日本薬種商協会・日本大衆薬工業協会
(社)日本医薬品卸業連合会大衆薬卸協議会・HNS推進懇談会参加メーカー

薬と健康の週間

[10月17日(日)～10月23日(土)]

くすりはきちんと買って正しく飲もう!

(大衆薬)

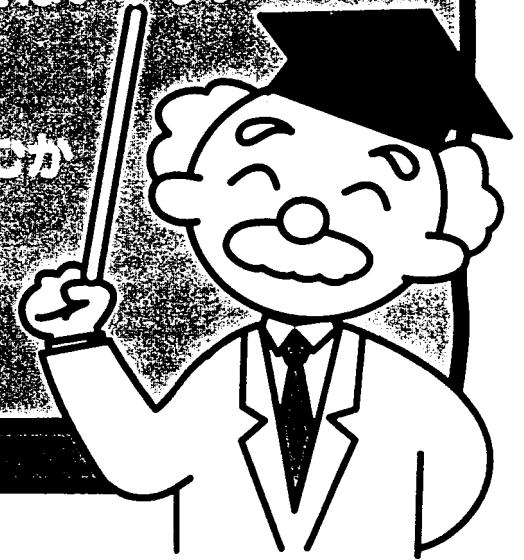
* 購入するときは *


- ① 誰が飲むのか
- ② どのような症状か
- ③ アレルギー等の体質を説明する
- ④ 相談の上買い求める

* 服用するときは *

- ① 現品説明書の「してはいけないこと」を読む
- ② いつ飲むか
- ③ どれだけの量を飲むか確認する

* 以上のことを守ってください、よく効きます。



くすりのことはこのマーク  (HNS) のあるお店で相談してお買い求めください。



全国医薬品小売商業組合連合会

主催

厚生労働省、都道府県、(社)日本薬剤師会、都道府県薬剤師会

後援

文部科学省、(独)医薬品医療機器総合機構、日本製薬団体連合会
(社)全日本薬種商協会、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター
全国配置家庭薬協会、全国医薬品小売商業組合連合会

5月1日
〜
31日

大衆薬キャンペーン 街頭活動を重点に

「5月5日は薬の日」

医薬全商連は、薬局・薬店が生活者にとって身近な健康情報発信基地であることをアピールするキャンペーンを毎年5月に全国規模で展開しているが、今年はその「大衆薬キャンペーン」が18回目を迎える。今回も5月1日から1か月間にわたり生活者へ大衆薬の正しい使用方法を啓蒙するほか、キャンペーンでは「5月5日は薬の日」を大々的にアピールし、ヘルス・ナビ・ステーション（健康情報発信基地）を実践することで地域医療の一員として地域の生活者に信頼される薬局・薬店を目指す。

近藤会長は、「医薬全商連が提唱するヘルス・ナビ・ステーションはセルフメディケーションのお手伝いをする。地域生活者に密着し、健康情報をアドバイスするのが薬局・薬店の役割である」と信じている。日本大衆薬工業協会は、セルフメディケーションの普及に全力を傾注しており、それには学校教育の中で取り上げることの必要性を指摘している。私達が展開する大衆薬キャンペーンの目的は、医薬品をどう正しく使うかを生活者に知ってもらうことにある。街頭キャンペーンの反応は大変手ごたえを感じている。もっと積極的に活動すべきだということが分かった。川下から川上へと、綿密に系統的にセルフメディケーションによるOTCの発展に寄与していきたい」とキャンペーンの重要性を強調する。

昨年の大衆薬キャンペーンでは、医薬全商連の事業活動に対しメーカー、卸の理解を深めることができ、積極的な支援が行われた。また、各県の薬務行政に対しても事業内容の説明を行い、企画会議への参加を含めて運動への理解を促進させることができた。

医薬全商連が展開する大衆薬キャンペーン活動の中で最も重視しているのが、単商組毎に実施している「街頭キャンペーン」である。この街頭キャンペーンに昨年は17商組が参加し、都心の目抜き通りでくすり



医薬 全商連だより

第30号

全国医薬品小売
商業組合連合会
発行人 近藤良男
編集/Pharma & Care 研究所
〒541-0044
大阪市中央区伏見町
2-3-4 ホンダビル
TEL (06)6204-1341
FAX (06)6204-1364

の正しい使い方を重点に積極的なアピールを展開したが、今年は一段と拡大した街頭キャンペーンが期待されている。

第18回大衆薬キャンペーン
全国医薬品小売商業組合連合会

くすり好きちゃんと賢く正しく飲もう!

●趣旨と目的
生活者の健康と安全な生活を確保するため、大衆薬の正しい使用方法を啓蒙する。合わせて、医薬全商連が記念日として登録（昭和62年）している「薬の日」を大々的にPRし、地域医療の一員としてヘルス・ナビ

（B）現品説明書の説明
り集める「薬瓶（くすり罈）」をさと日本書記に記されていく。この故事に因りて、5月5日を「薬の日」と定め、生活者の健康を守り、くすり文化の正しい発展を目的に、全国規模のキャンペーンを展開している。

草や木、鹿などの動物を狩り集める「薬瓶（くすり罈）」をさと日本書記に記されていく。この故事に因りて、5月5日を「薬の日」と定め、生活者の健康を守り、くすり文化の正しい発展を目的に、全国規模のキャンペーンを展開している。

1、期間中、会員は「ヘルス・ナビ・ステーション」活動チェックリストを活用し、店頭活動を常に検証し、ヘルス・ナビ・ステーションの必要性を認識し、来店されたお客に対し、対面販売を実践する。

1、期間中、会員は「ヘルス・ナビ・ステーション」活動チェックリストを活用し、店頭活動を常に検証し、ヘルス・ナビ・ステーションの必要性を認識し、来店されたお客に対し、対面販売を実践する。

第18回大衆薬キャンペーン
全国医薬品小売商業組合連合会

くすり好きちゃんと賢く正しく飲もう!

●購入するときには
① 飲み方の説明書をよく読む
② アレルギー等の体質を調べる
③ 相談の上買い求める

●服用するときには
① 薬品説明書の「してはいけないこと」をよく読む
② 飲み方の説明書をよく読む
③ 飲み方の説明書をよく読む

※以上のことを守ってください。よく熟考を。

昭和62年に全国医薬品小売商業組合連合会が「薬の効用をPRするため」制定し、記念日登録をした。その理由は、611年推古天皇（すいてんのう）が5月5日に大勢の家来を召し連れ、鹿などの動物を狩り集める「薬瓶（くすり罈）」をしたと日本書記に出ています。このような故事に因りて、全国医薬品小売商業組合連合会は1987年以降、5月5日を「くすりの日」と定め、みなさまの健康と、くすり文化の正しい発展のために尽くしたいと願っています。

くすりのことはこのマーク（HNS）のあるお店で相談してお買い求めください。

(社)日本薬師協会 (社)日本大衆薬工業協会
(社)日本医薬品小売商業組合連合会 (社)日本大衆薬工業協会
(社)日本医薬品小売商業組合連合会 (社)日本大衆薬工業協会

ビ・ステーション（健康情報発信基地）を實踐し、生活者に信頼される薬局・薬店作りを目指す。

○期間
平成17年5月1日〜5月31日の1か月間。

○キャンペーンのローカル
メインコピー「くすり（大衆薬）はきちんと買って、正しく飲む」

○購入時、服用時の確認
（A）誰が飲むのか、どのような症状か・アレルギー等の体質の説明

ヘルス・ナビ・ステーション 活動チェックリスト

～貴方はこれに合格していますか～

【設備・商品整理】

1. 店頭活動は必ず健康情報発信基地として実施しているか
2. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
3. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
4. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
5. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
6. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
7. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
8. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
9. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
10. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか

【相談販売・接客】

11. 来店したお客に対し、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
12. 来店したお客に対し、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
13. 来店したお客に対し、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
14. 来店したお客に対し、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
15. 来店したお客に対し、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
16. 来店したお客に対し、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
17. 来店したお客に対し、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
18. 来店したお客に対し、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
19. 来店したお客に対し、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
20. 来店したお客に対し、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか

【知識・研修】

21. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
22. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
23. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
24. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
25. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
26. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
27. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
28. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
29. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか
30. 店頭活動は、必ず「ヘルス・ナビ・ステーション」のマークを貼っているか

全国医薬品小売商業組合連合会

活動
（会員店舗）
1、期間中、会員は「ヘルス・ナビ・ステーション」活動チェックリストを活用し、店頭活動を常に検証し、ヘルス・ナビ・ステーションの必要性を認識し、来店されたお客に対し、対面販売を実践する。

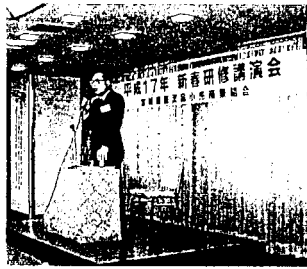
（対外活動）
③ 単商組が、県内のタリミナルで街頭活動を行う。（4月25日〜5月5日の1週間）
1、単商組役員およびメーカー、卸に協力を依頼し、チラシ（単商組当たり1,000枚を予定）を配布する。

本キャンペーンには、日本薬師協会、全日本薬種商協会、日本大衆薬工業協会、日本医薬品卸業連合会、大衆薬協議会、HNS推進懇談会、各社が協賛団体として参加する。

宮城県小売商組 新春研修会開く

近藤会長、室伏大衆薬協部長を講師に

宮城県医薬品小売商業組合の恒例の新春研修会が2月5日仙台市内のホテルで開催された。例年は県内で活躍中の商業人を招いての講義が主であったが、今回は



「01」市場の急激な変化について、1Tを活用して消費者に近づいていく。近藤会長が講演している様子。

医薬全商連の近藤会長、日本大衆薬工業協会の室伏部長という小売業界の指導的立場の人に出席を願い、現在低迷している小売経済活動に深く密着した演題を

取り上げ、その問題点を掘り下げてもらった。研修会には、組合員、関係者およびメーカー関係者をはじめ、県中央会幹部、宮城県・仙台市各薬剤師会会長、県薬種商協会の会長ら50人余が出席、両氏の講演に耳を傾けた。

今回の研修企画は、医薬全商連が平成17年度事業の柱として計画しており、単に商組を対象とした「研修事業」のテストケースとして注目されている。

近藤会長は「規制緩和と医薬全商連の見解」というテーマで現在までの活動の流れを説明。その中で、規制緩和がどういった社会情勢でスタートしたかという点に触れ、医薬品販売業者が「薬事法」という社会的規制に守られている中で、バブル崩壊による「不良債権処理」のために「規制緩和」「規制改革」――「構造改

革（リストラ）」というチャートで推進されている状況を指摘し、自由競争による経費削減、ムダな人員整理といった短絡的な手法で財政立て直しが行われると、大型卸売店の販売品目への面圧といった点にしか着眼しない「秩序なき自由競争」にシフトされている現状を強く批判した。

近藤会長は、これからの「規制緩和・民間開放推進会議」という名のもとで小泉政府と一体となって小売業界を締め付ける手は極まるまいであろうと見通した。

このような状態の下で今まで日薬、全薬協などの友好団体と一緒に戦ってきたが、組合員一人一人が「ヘルス・ナビ・ステーション」の基本に戻り、「かかりつけ薬局・薬店」としての存在を高めなければ、今後の環境悪化の中で生き残ることは至難だと言った。

「1T技術」の向上、普及も見のがせない。今、インターネットを構築すると、様々な健康情報、クソスリの副作用情報、さらには医療用医薬品情報までがチェックできる状況にある。


室伏部長「1T活用で情報先取り」力説
引き続き講演した室伏部長は「生き残り戦略1T活用」について論理を展開した。冒頭、「お客様の方がクソスリについて一般的に言っている皆さんより熟知していません」の一言にはショックを受けた。このことは一般市民の「セルフメディケー

ション」という自己の健康管理がこの10年で様変わりしたことが挙げられる。「1T技術」の向上、普及も見のがせない。今、インターネットを構築すると、様々な健康情報、クソスリの副作用情報、さらには医療用医薬品情報までがチェックできる状況にある。

「店」のグレードは一段と高まるとアピール。関連して一般用医薬品の情報が一気に閲覧できる日本大衆薬工業協会のホームページの活用を強く呼び掛けた。

「各単組で『推奨品シール』を作ろう」
組織委員長 松岡 豊
政府の規制緩和と政策は、業界界に予想以上の変化をもたらしている。特に、最近の大型ドラッグストアの拡大策は、専門薬局・薬店の経営に重大な影響を及ぼしている。

「推奨品シール」を作ろう
組織委員長 松岡 豊
しかし、一方で急速な専門薬局・薬店には大きな専門職の力があります。専門職としての薬局・薬店には、薬理については精通していません。薬局・薬店を訪れる消費者には、肉体的または精神的からくる症状を訴える人たちが多いものです。それらのお客様にはゆっくりと心ゆくまで相談のいることができます。



暮らしの中に、美と健康をはこぶヘルスギフト券。気持ちをつなぐ贈り物として、幅広くお使いいただけます。

「ずっとお元気で」、「いつまでも美しく」。そんな優しい気持ちが伝わるヘルスギフト券。全国の薬局・薬店で扱うほとんどの商品がお求めにいただけますから、贈られた方みんなに喜ばれます。お見舞いやお祝い、季節のごあいさつなど、手軽な贈り物として幅広くご利用ください。

〈ヘルスギフト券発行の21組合〉

- ・北海道医薬品小売商業組合
- ・青森県医薬品小売商業組合
- ・岩手県医薬品小売商業組合
- ・宮城県医薬品小売商業組合
- ・秋田県医薬品小売商業組合
- ・埼玉県医薬品小売商業組合
- ・千葉県医薬品小売商業組合
- ・東京都医薬品小売商業組合
- ・神奈川県医薬品小売商業組合
- ・新潟県医薬品小売商業組合
- ・石川県医薬品小売商業組合
- ・静岡県医薬品小売商業組合
- ・京都府医薬品小売商業組合
- ・山口県医薬品商業組合
- ・香川県医薬品小売商業組合
- ・福岡県医薬品小売商業組合
- ・佐賀県医薬品小売商業組合
- ・長崎県医薬品小売商業組合
- ・熊本県医薬品小売商業組合
- ・大分県医薬品小売商業組合
- ・宮崎県医薬品商業組合

「厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会」の状況報告

見直そう我々の権利と義務



医薬全商連・医薬品販売制度改正
検討部会対策委員会委員長
青野 博 (常務理事)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)において、利用者の利便と安全の確保について安全上問題がなければ、一般販売できるようにとの見地から「規制改革民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)により、平成16年7月に一般用医薬品のうち371品目(15製剤群)が「医薬品部外品」に移行され、コンビニ

など一般小売店での販売が可能となった。しかしながら、本品目の中には「解熱鎮痛剤」「感宣薬」「胃腸薬」「下痢止め」など比較的消费者ニーズの

「医薬品は過量使用による有害作用や併用による相互作用等の恐れがあることから、いつでも薬剤師等が相談に応じたり、消費者が必要な情報が入手できるような状況で、適正に使用されるべきである。従って、薬剤師等が店舗に常に配置され、対面販売が行われるべきである。」

「リスクを伴わない医薬品はない」専門委員会見解

「リスクを伴わない医薬品はない」専門委員会見解

「リスクを伴わない医薬品はない」専門委員会見解

「リスクを伴わない医薬品はない」専門委員会見解

「厚生労働省は、薬事法改正に伴う「処方せん医薬品」を指定し、4月1日から適用した。「処方せん医薬品」は、改正薬事法で新設された医薬品の分類で、薬事法第49条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品。処方せん医薬品の指定を受けるのは、旧薬事法で要指示医薬品に指定されていたものに加えて、要指示医薬品に指定されていなかった注射薬や併用製剤などにも指定範囲を拡大した。これにより、要指示医薬品制度は平成17年3月31日限りで廃止された。

「厚生労働省の見解」医薬品販売には専門家の関与が必要

「厚生労働省の見解」医薬品販売には専門家の関与が必要

「厚生労働省の見解」医薬品販売には専門家の関与が必要

「厚生労働省の見解」医薬品販売には専門家の関与が必要

「厚生労働省の見解」医薬品販売には専門家の関与が必要

「厚生労働省の見解」医薬品販売には専門家の関与が必要

「厚生労働省の見解」医薬品販売には専門家の関与が必要

「厚生労働省は、薬事法改正に伴う「処方せん医薬品」を指定し、4月1日から適用した。「処方せん医薬品」は、改正薬事法で新設された医薬品の分類で、薬事法第49条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品。処方せん医薬品の指定を受けるのは、旧薬事法で要指示医薬品に指定されていたものに加えて、要指示医薬品に指定されていなかった注射薬や併用製剤などにも指定範囲を拡大した。これにより、要指示医薬品制度は平成17年3月31日限りで廃止された。

「厚生労働省の見解」医薬品販売には専門家の関与が必要

「厚生労働省の見解」医薬品販売には専門家の関与が必要

「厚生労働省の見解」医薬品販売には専門家の関与が必要

「厚生労働省の見解」医薬品販売には専門家の関与が必要

「厚生労働省の見解」医薬品販売には専門家の関与が必要

「厚生労働省の見解」医薬品販売には専門家の関与が必要

「厚生労働省の見解」医薬品販売には専門家の関与が必要

●改正薬事法 (平成17年4月1日施行)

処方せん医薬品の指定	薬事法第49条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品
処方せん医薬品の範囲	要指示医薬品(「処方せん医薬品」に移行) ・旧薬事法における要指示医薬品 ・放射線医薬品、麻薬、向精神薬、覚せい剤とその他の原料、特定生物由来製剤、注射剤など
処方せん医薬品の販売	医師、歯科医師および獣医師の処方せんの交付を受けた者(以下、範囲開設者)または医薬品の販売業者が処方せん医薬品の販売等ができる
範囲の強化	改正薬事法の「範囲開設者」医薬品の販売業者は、処方せんを交付された者以外に正当な理由なく処方せん医薬品を販売してはならない(以下、適法者は「3年以内の懲役もしくは30万円以下の罰金(旧法は2年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金)を科す) ・処方せん医薬品を販売する際には、薬局・薬店に根拠を備え、処方せん医薬品の販売・取扱いに関する事項を記載し、その事項を最終記載日から3年間保存しなければならない。違反者は「1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金」を科す。

※平成17年4月1日時点で適用している医薬品については、旧法表示も2007年3月31日までは適用と見なされる。同様に2006年3月31日までは旧法表示の処方箋、診断書等については、旧法表示も2007年3月31日までは適用と見なされる。

小林製薬

小林製薬のエリナルは、排尿時のトラブルをじっくり改善する医薬品。頻尿、残尿感、尿のキレが悪い方に効果のある漢方処方(清心蓮子散)に基づいています。

エリナル

効果・効能…全身倦怠感があり、口や舌が乾き尿が出しにくいもの(尿意・頻尿感、頻尿、尿痛)

用法・用量…成人(体重50kg以上)1日1回、1日3回食前または食後に服用してください。

TEL 06-6203-3625

http://pr.kobayashi.co.jp

けいこく効きましますよ。

こんな薬があったんですね！

おしこの出る勢いが弱くなつた。

おしこの出る勢いが弱くなつた。

おしこの出る勢いが弱くなつた。

おしこの出る勢いが弱くなつた。

おしこの悩みに、

こんな症状で悩んでいませんか？

夜中に何度もトイレに行くのがつらい。

おしこのキレが悪くて、時間がかかる。

なんだかトイレが近い。

おしこの出る勢いが弱くなつた。

おしこの出る勢いが弱くなつた。

おしこの出る勢いが弱くなつた。

連載(第2回)単商組の現況

山口県医薬品商業組合

Table with 2 columns: 商情 (Market Situation) and 事業 (Business). It provides statistics on membership and lists various business activities and events.

Table listing member organizations with columns for 'メールアドレス' (Email Address) and 'ホームページアドレス' (Homepage Address).

今年4月から個人情報保護法が全面施行されます。個人情報の取扱いに関する法律が改正され、情報保護が厳格化されています。...

個人情報保護法の全面施行に向けて

薬局・薬店の対策は

個人情報保護法は、5000人以上の個人情報を扱う業者を対象としますが、消費者や利用者から見ると、薬局・薬店がこれに該当するかどうか、分らないため、...

約束します。たとえご家族・親戚または知人と称する方からお問い合わせを頂いてたとしても、お客様から直接了解を得ることはできません。...



鈴木 昇氏 大阪府知事、大阪市長など行政関係者、また全国から多数の友人、知人が祝いに駆けつけられた。...

受章祝賀会

Advertisement for Santen eye drops. Features the text '目のかすみ 目の疲れに スキツ!!' and '7つの有効成分が働く サンテ40V'. Includes an image of a man's face and a bottle of eye drops.

「医薬全商連が本部事業として取り組む「ヘルスギフト券」の発行が、目前に迫ってきた。ヘルスギフト券の発行事業は現在、傘下の21単組が実施しているが、医薬全商連はこれを未発行の13単組に拡大すること、念願となっていた。ヘルスギフト券の発行が、目前に迫ってきた。ヘルスギフト券の発行事業は現在、傘下の21単組が実施しているが、医薬全商連はこれを未発行の13単組に拡大すること、念願となっていた。ヘルスギフト券の発行が、目前に迫ってきた。ヘルスギフト券の発行事業は現在、傘下の21単組が実施しているが、医薬全商連はこれを未発行の13単組に拡大すること、念願となっていた。

常総会で「ヘルスギフト券発行事業」を定款に明記、同7月に厚生労働省から定款変更が認可された。これに基づき、16年9月の第2回総会では、近畿財務局に「前払式証券（ヘルスギフト券）」の登録申請」を提出、現在、近畿財務局で書類上の審査が行われている段階にある。連合会では、近畿財務局の認可が下りる（4月末頃を予定）のを待って、17年度から単組に対して、ヘルスギフト券の取扱いは要領について説明会を実施していく方針。

ヘルスギフト券委員会は、ヘルスギフト券を発行するに当たり、全組合員の薬局・薬店が、費用が安く手配がかららないシステムを検討している。このほど「ヘルスギフト券事業実施概要」をまとめた。

ヘルスギフト券は、額面500円の1種類を発行する。発行業務の基本的な流れは、連合会がヘルスギフト券を発行し、単組が中継の役割を担い、券の購入と在庫管理および加盟店への販売と代金回収を行う。加盟店の募集は手引書に基づいて単組が担当するが、13単組の組合員であることが前提となる。

ヘルスギフト券 全国化に向けて始動 全組合員が取扱い可能に

平成15年5月の第43回通

「ヘルスギフト券」の発行事業が最終決定されたものであり、これらの経過に沿って、連合会は今年3月3日に近

常総会で「ヘルスギフト券発行事業」を定款に明記、同7月に厚生労働省から定款変更が認可された。これに基づき、16年9月の第2回総会では、近畿財務局に「前払式証券（ヘルスギフト券）」の登録申請」を提出、現在、近畿財務局で書類上の審査が行われている段階にある。連合会では、近畿財務局の認可が下りる（4月末頃を予定）のを待って、17年度から単組に対して、ヘルスギフト券の取扱いは要領について説明会を実施していく方針。

ヘルスギフト券委員会は、ヘルスギフト券を発行するに当たり、全組合員の薬局・薬店が、費用が安く手配がかららないシステムを検討している。このほど「ヘルスギフト券事業実施概要」をまとめた。

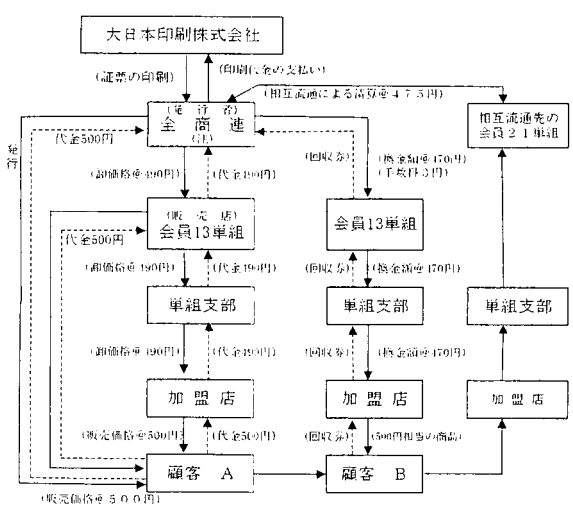
平成15年5月の第43回通

「ヘルスギフト券」の発行事業が最終決定されたものであり、これらの経過に沿って、連合会は今年3月3日に近

常総会で「ヘルスギフト券発行事業」を定款に明記、同7月に厚生労働省から定款変更が認可された。これに基づき、16年9月の第2回総会では、近畿財務局に「前払式証券（ヘルスギフト券）」の登録申請」を提出、現在、近畿財務局で書類上の審査が行われている段階にある。連合会では、近畿財務局の認可が下りる（4月末頃を予定）のを待って、17年度から単組に対して、ヘルスギフト券の取扱いは要領について説明会を実施していく方針。

ヘルスギフト券委員会は、ヘルスギフト券を発行するに当たり、全組合員の薬局・薬店が、費用が安く手配がかららないシステムを検討している。このほど「ヘルスギフト券事業実施概要」をまとめた。

ヘルスギフト券流通フローチャート



全商連ヘルスギフト券事業の業務

	全商連	各単組	単組員(加盟店)
目的	①組織の強化・活性化 ②加盟店の意識高揚	①組織の強化・活性化 ②加盟店の意識高揚	①ニーズの拡大と固定客の獲得 ②利益の向上
基本的な役割	①H G券（前払式証券）の発行	①販売第一次店 加盟店への中継と各府県の主との管理	①販売・回収の第一線
H G券の流れに伴う運用業務	生産(印刷) ①印刷会社への発注と支払 ②全単組の生産・在庫管理	販売 ①単組への卸販売と代金回収 ②全単組の販売管理	回収 ①単組への代金支払 ②全商連への代金支払 ③回収券の全商連への送付
加盟店の募集	①「H G券取扱の手引き」を作成し各単組に配布	②各単組が加盟店を勧誘する。	③13単組の組合員であること
管理データ	①財務省への報告と供託の実施等、様々の活用 ②各種データを各単組に提供		
事業活動に伴う経費等	①H G券印刷費：1枚当たり4～5円 ②「取扱手引き」の印刷代：一部当たり15円 ③事業部への運用賦金：月間5,390円 ④事業部へのデータ作成賦課金：6ヶ月当たり10,000円 ⑤処理費回収枚数1枚当たり2円 人件費・事務費・発送費	①「H G券取扱の手引き」を作成し各単組に配布 ②各単組が加盟店を勧誘する。 ③13単組の組合員であること	①(コム印・ポスター・ステッカー・手引書等を店頭に掲げ付け) ②全商連への回収券処理費：0円 ③運用賦課金：0円

前払式証券「ヘルスギフト券」発行事業実施要領

（目的）この規定は、本組合が定款第1条第5項（以下「目的」）に掲げる前払式証券（ヘルスギフト券）の発行事業に必要と認められる「ヘルスギフト券」の発行事業について定め、ヘルスギフト券発行事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（発行券）ヘルスギフト券の発行は、全国医薬品小売商業組合連合会（以下「全商連」）が行う。

（販売店）ヘルスギフト券の販売店（以下「販売店」）は、本組合指定の加盟店（単組）を「ヘルスギフト券取扱店（以下「取扱店」）」として行う。

（事業への参加）ヘルスギフト券発行事業には、本組合の組合員（単組）の組合員がヘルスギフト券取扱店（以下「取扱店」）として参加するものとする。ただし、取扱店が単組以外で、本組合が指定した取扱店に取扱店となるものとする。別々に定められたヘルスギフト券取扱店に取扱店となるものとする。

（ヘルスギフト券の種別）ヘルスギフト券取扱店が取扱店となるものとして、額面500円（以下「500円券」）の1種類とする。ただし、種別の状況により種別及び形式の変更が出来るものとする。

（ヘルスギフト券及び送金事項）ヘルスギフト券及びヘルスギフト券取扱店に必要と認められる「ヘルスギフト券取扱店」の管理には、前項の規定を準用する。

（販売）販売店は、1回100枚単位で本組合からヘルスギフト券を現金で購入し、消費者に直接販売するものとする。本組合は、売り出し等の共同取扱いを認めるものとする。本組合としてヘルスギフト券を体系的に利用するものとする。

（ヘルスギフト券の利用）取扱店は、ヘルスギフト券で物品を購入し、又は取扱いを受けるものとする。取扱店への取扱いを拒否する場合は、ヘルスギフト券利用を拒否し、取扱いを拒否する旨をヘルスギフト券利用者に通知し、領受より不利益な取扱いを行ってはならない。

（手数料）本組合は、売戻所に対してヘルスギフト券1枚につき換金手数料1円を支払うものとする。

（換金決済）取扱店は、引換所ヘルスギフト券の換金請求は、次の通りとする。
①引換所ヘルスギフト券の換金請求は、次の通りとする。
②引換所ヘルスギフト券の換金請求は、次の通りとする。
③引換所ヘルスギフト券の換金請求は、次の通りとする。

（売戻所）引換所ヘルスギフト券の換金請求は、次の通りとする。
①引換所ヘルスギフト券の換金請求は、次の通りとする。
②引換所ヘルスギフト券の換金請求は、次の通りとする。
③引換所ヘルスギフト券の換金請求は、次の通りとする。

（ヘルスギフト券の管理責任）未発行ヘルスギフト券を保管中に、紛失、盗難、その他事故が発生した場合は、本組合からの責任を負うものとする。

（ヘルスギフト券の管理責任）未発行ヘルスギフト券を保管中に、紛失、盗難、その他事故が発生した場合は、本組合からの責任を負うものとする。

（その他）この規定に定めのない事項であつて、緊急且つ必要な事項は、理事会で決する。

この規定は平成15年4月1日から施行する。

■ 輸入が禁止されている医薬品等にご注意を！

- 「麻薬及び向精神薬取締法」によって、麻薬を輸入する場合は、地方厚生局長の許可が必要です。また、向精神薬を輸入する場合についても制限があります。
- 覚せい剤及び覚せい剤原料は、「覚せい剤取締法」によって、輸入できません。
- 大麻草、大麻樹脂等は「大麻取締法」によって、輸入できません。
- 「ワシントン条約」（絶滅のおそれがある野生動植物の種の国際取引に関する条約）に基づき、輸入できない医薬品。

- 犀角（サイカク：サイの角）
 - 麝香（ジャコウ：ジャコウ鹿の分泌物）
 - 虎骨（ココツ：トラの骨）
 - 熊胆（クウタン：クマの胆のう）
- など
※これらの成分を含む医薬品も輸入できません。

外国製医薬品・化粧品等の個人輸入に関する手続きについてもっと詳しくお知りになりたい場合は、次の地方厚生局の薬事専門官にお尋ね下さい。

関東信越厚生局

☎ 048-740-0800

近畿厚生局

☎ 06-6942-4096

九州厚生局沖縄麻薬取締支所

☎ 098-854-2584

■ ダイエット用・強壯用食品や外国製医薬品、化粧品等を海外から持ち込む方、個人輸入する方へ

日本国内で販売される医薬品や化粧品などは薬事法で有効性と安全性が確認されています。海外からの持ち込みや個人輸入の場合は、このような保証はなく、健康被害が起きた場合も全て個人の責任となり、健康被害救済制度の対象になりません。

また、一部のダイエット用・強壯用食品等においては、医薬品成分が混入されている事例や健康被害が報告されている事例がありますのでご注意ください。

【事 例】

- ステロイドホルモンを含まず、アトピー性皮膚炎等に効果があると称した軟膏に、ステロイドホルモンが含まれていた事例。
- ダイエット用食品として輸入したものに、医薬品成分「N-ニトロソフェンフルラミン」や「甲状腺末」が含まれており、健康被害を生じた事例。
- 海外でサプリメントとして販売されていた製品に、医薬品成分（エフェドラ）等が含有していたため、海外で死亡を含む重篤な健康被害が生じた事例。

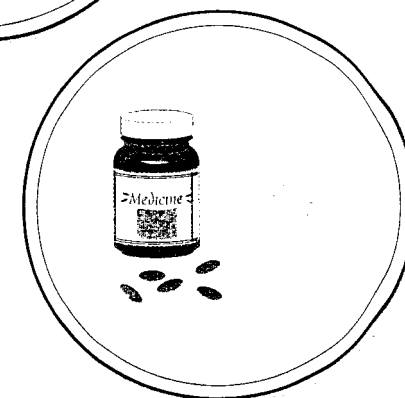
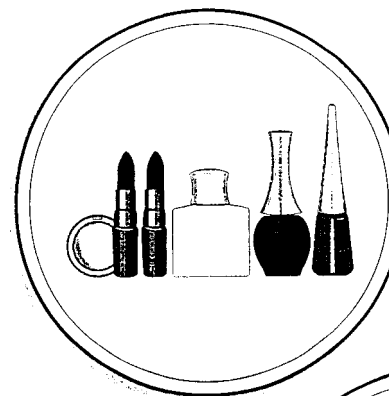
これらの製品を個人輸入する際には、主治医との相談を心がける等、安易に個人輸入をしないようご注意ください。

■ 個人輸入代行業者の利用について

- 輸入代行業とは、輸入者の要請に基づき個別商品の輸入に関する手続きを行うものです。代行業者による商品の発送等の輸入行為や無承認無許可医薬品等のリストを提示し、その輸入の希望を募る行為は薬事法で禁じられております。このような違法業者には十分ご注意ください。
- 輸入代行業者を通じて購入した場合のトラブルが増えています。個人輸入の場合、何かトラブルが起きても個人の責任となり、ご自身で対応しなくてはなりませんのでご注意ください。

健康食品や外国製医薬品、 化粧品等と上手につきあうために

厚生労働省



問い合わせ先

厚生労働省

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電 話：03-5253-1111（代表）

ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp>

外国製医薬品、化粧品等の個人輸入について

医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器を営業目的で輸入し、販売・譲渡する場合は、薬事法によって、厚生労働大臣又は都道府県知事の許可が必要です。

個人が、自分で使用するために輸入する場合又は海外から持ち帰る場合は、厚生労働大臣等の許可は必要ありませんが、輸入できる数量が次の通り制限されています。この量を超えた場合、原則輸入できません。

また、医療機関を受診しないで個人で使用することにより、重大な健康被害の起きるおそれがある医薬品は、輸入を制限しております。

輸入した医薬品等は、もちろん、他人への販売・授与はできません。

なお、個人輸入した製品による健康被害が起きた場合、全て個人の責任となり、健康被害救済制度の対象になりませんのでご注意ください。

● 医薬品及び医薬部外品

2ヶ月分以内

ただし、処方せん薬は1ヶ月分以内

輸入を制限している製品：経口妊娠中絶薬 他

※ 処方せん薬／使用にあたって処方せんが必要な医薬品（例：糖尿病用薬）

※ 医薬部外品／養毛剤、浴用剤など人体への作用が緩やかなもの

● 化粧品

1種類24個以内

（例えば口紅の場合、ブランド・色にかかわらず口紅として24個以内）

● 医療機器

1セット（家庭用のみ）

※ 電気マッサージ器など家庭で使用するものに限る

● 海外で健康食品として販売されているものであっても、医薬品成分が含まれていたり、効能効果が標榜されていたため、医薬品に該当し、輸入できなかった事例があります。

● 個人輸入代行業者を通じて外国製医薬品・化粧品等を個人輸入する時も、同様の制限があります。インターネット等を通じた個人輸入の場合も同様です。

健康食品を購入される方へ

購入時の注意事項

- 海外で健康食品（サプリメントを含む）として販売されているものであっても日本では医薬品であるものがあります。
- 健康食品を購入する際は、バランスの良い食生活が基本であることを認識し、ご自身の健康状態、栄養状態を把握したうえで、必要なものを選択してください。なお、国が安全性・有効性を評価し許可した食品として「特定保健用食品」がありますので、目的に合わせて利用してください。
- 健康食品を購入する際は、短期間に効果が現れる、病気が治るなどの虚偽誇大な表現をしたものにご注意してください。

使用時の注意事項

- 錠剤、カプセル剤等のものは過剰に摂取することがないように摂取目安量を守ってください。
- 医薬品と併用する場合や複数の健康食品を同時に摂取する場合は、思わぬ健康被害を引き起こすことがありますので、医師、薬剤師等に相談してください。
- 健康食品を摂取して、健康状態を害したと思われる場合は、早期にお近くの医療機関や保健所に相談してください。
- なお、詳しい情報は、インターネットでも紹介しています。

【厚生労働省ホームページ 食品安全情報】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

【独立行政法人国立健康・栄養研究所ホームページ】

・「健康食品」の安全性有効性情報

<http://hfnet.nih.go.jp/main.php>

・健康食品Q&A集

<http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail.php?no=278>

参考

厚生労働省より健康被害のおそれ等から製品名等を公表している製品

医薬品成分が混入しており、当該製品を摂取し健康被害の報告があった製品（死亡例を含む）および健康被害がおきるおそれがある製品

- ▶ 食欲抑制剤（フェンフルラミン）等の医薬品成分が検出されたダイエット用を標ぼうする健康食品。
 - ・ 御芝堂減肥胶囊
 - ・ 紆之素胶囊
 - ・ 茶素減肥 他
- ▶ 強壯剤（シルデナフィル）等の医薬品成分が検出されている強壯・強精用を標ぼうする健康食品。
 - ・ 蟻力神（イーリーシン）
 - ・ 威哥王（ウェイカワン）
 - ・ 三便宝 他

食品衛生法により健康を損なうおそれがあるとして販売等が禁止されているもの

- ・ アマメシバの粉末等の加工食品
- ・ シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品

注）これらの製品に関する情報は
厚生労働省ホームページ 健康食品による被害関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hokenkinou/4c.html>
をご覧ください。

なお、これらの製品が販売されているという情報を入手された場合は、お手数ですがお近くの保健所へ情報の提供をお願いします。

また、医薬品成分が検出された製品については、輸入の制限を受けますのでご注意ください。